

2022年6月16日

各位

会社名 バルテス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田中 真史  
(コード番号: 4442 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 西村 祐一  
(TEL. 06-6534-6561)

## 従業員に対する譲渡制限付株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員に対して譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 1. 本制度の導入の目的

本制度は、当社グループの従業員のうち、当社の取締役会が定めた基準を満たす全ての正社員（以下「付与対象従業員」といいます。入社年次を問いません。）に対し、譲渡制限付株式を継続的に付与していくことにより、モチベーションの向上を図り、かつ、当社株式を所有することで経営参画意識を高め、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的な企業価値の向上につなげることを目的として導入される制度です。

### 2. 本制度の概要

付与対象従業員は、本制度に基づき当社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けますこととなります。なお、付与対象従業員に対しては、賃金とは別に現物出資するための金銭債権が支給されますので、本制度により付与対象従業員の賃金が減額されることはありません。

各付与対象従業員への具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定いたしますが、本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、一定の譲渡制限期間を設けます。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、付与対象従業員に特に有利とされない範囲において取締役会で決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と付与対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 付与対象従業員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以上